

令和2年6月16日

保護者様

京都市立桂川中学校

校長 徳地 守

地震に対する非常措置について 保存版

本校においては、京都市において「震度5弱以上」の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※下校、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(緊急連絡網/ホームページ)により、授業等を実施する旨を連絡します。)

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況など十分に配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

※裏面に「台風に対する非常措置について」のお知らせも掲載しております。ご一読ください。